

## 工事、業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

令和2年4月24日付け 2林整計第126号  
林野庁森林整備部計画課長、国有林野部業務課長から  
各森林管理局計画保全部長、森林整備部長あて  
〔最終改正令和2年5月19日付け2林整計第126号-4〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月19日付け2林政政第118号林野庁長官通知。以下「5月19日付け通知」という。）により通知しているところであるが、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、5月19日付け通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応されたい。

また、国有林野事業における製品生産事業、造林事業、収穫調査委託及びシステム販売等については、工事等を含めて同様に取扱うこととする。

### 記

#### 1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、5月19日付け通知に基づくものとし、具体的には手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努め、引き続き受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

#### 2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- ・ 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率及び一般管理費等率の算定対象外とする。

< 現場管理費 >

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・ テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率の算定対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

担当：計画課課長補佐（施工技術班担当）  
業務課課長補佐（森林整備班担当）  
業務課課長補佐（治山班担当）  
業務課課長補佐（供給企画班担当）  
業務課課長補佐（供給対策班担当）